



資料あり

令和7年9月9日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部

担当課長（環境影響評価・化学物質）

吉開（972-2676）

地域環境対策課課長補佐（環境影響評価）

見屋井（972-2697）

## （仮称）千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書の縦覧、意見の提出方法等について

- 東区で計画されている千種駅前計画の事業について、「計画段階環境配慮書」が、令和7年9月5日に提出されました。
- この配慮書を市民の皆様にご覧いただくため縦覧等を行うとともに、環境の保全の見地からのご意見を伺います。

### 1 配慮書の縦覧等について

期間 令和7年9月17日（水）～ 令和7年10月16日（木）

場 所	時 間	備 考
① 名古屋市環境局地域環境対策課 （市役所東庁舎5階）	午前8時45分～午後5時15分	土曜日、日曜日及び祝日を除く
② 千種区役所、東区役所及び中区役所		
③ 名古屋市環境学習センター （伏見ライフプラザ13階）	午前9時30分～午後5時	月曜日（祝日の場合はその翌日）を除く
④ 名古屋市千種生涯学習センター	午前9時～午後9時 〔日曜日、祝日及び9月22日は午後5時まで〕	第2水曜日を除く
⑤ 積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部 （名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ42階）	午前10時～午後5時 〔午前11時30分～午後0時30分を除く〕	土曜日、日曜日及び祝日を除く

※令和7年9月17日以降、名古屋市公式ウェブサイトにおいても配慮書の内容をご覧いただけます。



名古屋市公式ウェブサイト

（仮称）千種駅前計画に係る環境アセスメント手続の状況のページ

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-14-4-22-0-0-0-0.html>)

## 2 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の提出方法について

**提出期間** 令和7年9月17日(水)～令和7年10月31日(金)【必着】

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、以下の①～③を記載して、郵送、持参または電子メールにより下記提出先までご提出ください。

- ① 意見を提出される方の氏名及び住所（法人等の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 意見の提出の対象である配慮書の名称  
「(仮称)千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書」
- ③ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載）

〈提出先〉名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課  
郵送・持参：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電子メール：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

## 3 お問合せ先

○計画段階環境配慮書の内容について

積水ハウス株式会社 名古屋マンション事業部

担当者：羽根田、大西、三輪

電話：052-563-5115

メール：gm-chiku@sekisuihouse.co.jp

## 【参考】

### 1 対象事業について

#### (1) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 千種駅前計画

種 類：大規模建築物の建築

#### (2) 事業実施想定区域

名古屋市東区葵三丁目 1501 番 他

#### (3) 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

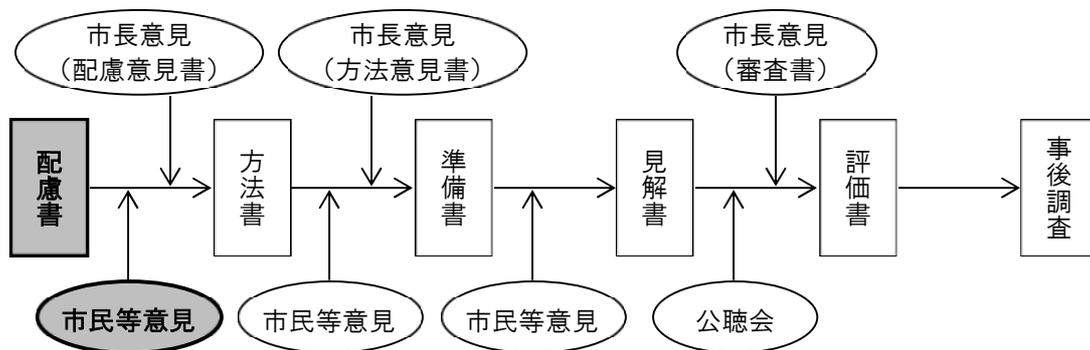
名 称：積水ハウス株式会社

代表者：代表取締役 仲井 嘉浩

所在地：大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

### 2 環境影響評価の手続きについて

環境影響評価制度とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業とすることを目的とした仕組みです。



(注) 網掛け部分 (   ) は、今回の手続き

配慮書とは、事業の早期段階から環境配慮を図るため、事業実施想定区域及びその周辺の概況を把握した上で、事業計画の立案の段階において環境保全のために配慮すべき事項を検討した結果を記載したものです。

今後、事業者は、市民等から提出された意見及び市長の意見を踏まえ、配慮書の内容及び事業計画に検討を加えた上で、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等について記載した「方法書」を作成し、市長へ提出します。